

議案第 7 号

市川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

市川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 6 月 8 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

市川市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 23 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を削り、第 11 条を第 10 条とし、第 12 条を第 11 条とする。

第 13 条中「、第 9 条及び第 10 条」を「及び第 9 条」に改め、同条を第 12 条とする。

第 14 条第 3 項及び第 4 項中「第 11 条」を「第 10 条」に改め、同条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とし、第 16 条を第 15 条とする。

第 17 条第 1 項第 3 号中「第 11 条」を「第 10 条」に改め、同条を第 16 条とする。

別表第 1 市川都市計画加藤新田地区地区計画の区域 A 地区の項中(3)から(11)までを削り、同表市川都市計画加藤新田地区地区計画の区域 B 地区の項中「学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに」を「図書館その他これに」に、「火薬類取締法の火薬類（玩具煙火を除く。）

の」を「火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の」に、「消防法第2条第7項に規定する危険物の」を「消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物の」に改め、同表市川都市計画加藤新田地区地区計画の区域C地区の項中「学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに」を「図書館その他これに」に改める。

別表第4を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

市川都市計画加藤新田地区地区計画の区域内の用途地域の境界が変更されたことにより同地区計画を変更したことに伴い、当該変更の内容を本条例に反映する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。